

第5回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成22年10月14日（木） 午前9時30分～11時30分

会 場：熊本市市民活動支援センター内 会議・セミナー室

出席者：上野委員長、荒木副委員長、岩下委員、長塩委員、中島久美子委員、中島洋一委員、西村委員、平橋委員、松崎委員、吉田委員

上 野 委員長	1 開会 ただいまから第5回熊本市自治推進委員会を開会いたします。 これまで検討してまいりました「条例に盛り込むべき項目と内容」についての議論は今日でまとめあげたいと考えております。 配布資料の確認を事務局よりお願いします。
事務局	委員の皆様には、事前に資料を郵送しております。 ・第5回自治推進委員会次第 ・資料1 第4回自治推進委員会（9/29）委員意見への対応 ・資料2 答申書（案）
上 野 委員長	2（1）前回の協議事項の確認について 前回の議論の確認について事務局から説明をお願いします。
事務局	当日配布となりましたが、「第4回自治推進委員会のまとめ」と「第4回熊本市自治推進委員会会議録概要」を配布しております。ご確認いただき、修正点等がありましたら18日午前中までに事務局にご連絡ください。 続きまして、資料1「第4回自治推進委員会（9/29）委員意見への対応」について説明させていただきます。第4回自治推進委員会でいただいたご意見を、資料1のとおり4つに区分させていただきました。★（星印）が付いている意見は「条例に盛り込むべき項目と内容（案）に反映する委員意見」ということで、反映しております。内容については後ほど委員長から説明があるかと思います。
上 野 委員長	事務局の説明に何かご質問はありますか。 （委員発言なし） 会議録等は市民に公表する準備がありますので、期日までに確認をお願いします。 2（2）答申書（案）について 答申書（案）の協議に移ります。資料2「答申書（案）」は、第4回自治推進委員会で配布した資料「条例に盛り込むべき項目と内容（案）及び委員意見の取扱い区分」に対し、皆さんからいただいたご意見を含め修正し、答申書（案）としています。 変更点を説明します。全体の構成については、「総則」で一般的な目的等を明示すること。「参画」と「協働」。それらの「推進のための制度」という体系になっています。最初の「目的」という言葉については、皆様からご意見をいただき

	「趣旨」から「目的」に改めております。また文章についても、「熊本市自治基本条例第31条に基づき、情報共有を前提とした参画と協働を拡充推進するための基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を推進することを目的とする。」と修正しました。 次に、「B参画」の「(1) 参画の機会への拡充推進」ですが、「市長等は自治の基本理念を実現するため、市民参画を拡充推進し、市民の意見等を施策へ反映する」。それから、情報共有という視点も重要だという意見がありましたので、「(2) 情報共有」として、「市民及び市長等は、市民参画を拡充推進するため、保有する情報を相互に提供し、共有するとともに、市長等は、正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、環境を整備する」と明記しました。 「D推進のための制度」の「(1) 合意形成の場」は、「市長等は、自助・共助・公助による社会を実現していくため、コミュニティ活動の推進に関し、コミュニティ活動を行う市民及び市長等が相互に合意形成できるよう環境を整備する」。 「(2) 地域の合意形成」は「コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、小学校区等の身近な地域におけるコミュニティ活動を推進するために必要な情報の共有を図るとともに、関係する市民が円滑に合意形成できるよう取り組む」。 「(3) 特定の分野の合意形成」は、NPOやボランティア等を意識しておりますが、「コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、環境、福祉等の特定の分野におけるコミュニティ活動を推進するために必要な情報の共有を図るとともに、関係する市民及び市長等が円滑に合意形成できるよう取り組む」。それから、皆様からの提案ですが、「(4) 協働の提案」に「市長等は、コミュニティ活動を行う市民が、合意形成の場において合意した協働の取組を提案できるよう環境を整備する」という項目を入れました。 条例、法令というのは、言葉の使い方を正確に限定しながら、できるだけ簡潔に記述するというのが、立法技術の重要なポイントになります。答申書(案)を条例案として直される際には私たちの意思が十分反映されるように意見をおきます。さらに、この答申書(案)の中には、全ての人の合意としてまとめるところまでは至らなかったものの、大変熱心に提案していただいたものも併せて、これから行政で検討される条例の成文化の際の参考のため、これまで出された意見についても伝えておくという主旨で、「2 答申に付する意見」、「3 その他、委員会での主な意見」という形で、整理しております。もちろん、これ以外にも、議事録が公開されております。また、皆様から提案された資料、あるいは市民団体から送っていただいた提案等も含めまして、この審議会の資料として整理され、行政に利用していただく形でお渡しすることにしております。 「2 答申に付する意見」をご覧ください。「(1) この条例は、政令指定都市移行時に、行政区における参画、協働の機会を推進することについて改正を行い、
--	--

	身近な地域における課題解決のために小学校区等や行政区の統計整備に取り組むこと」。「(2) この条例の内容を浸透させるため、条例のパンフレットや協働ハンドブック等を作成し、平易な表現で具体的な内容を提示することにより、市民の参画、協働への理解や実践につなげていくこと」。「(3) この条例では参画、協働の基本的な事項となるもの及び特に重要なものを定めることとし、個別具体的な事項については、規則や要綱等に委任するとともに、事業等において参画、協働の実践に積極的に取り組んでいくこと」。それから、「3 その他、委員会での主な意見」ですが、ご意見の意思をできるだけまとめながら、ここに記載しております。「参画」については、「(1) 参画の手法の一つとして、行政、審議会等主催の学習会や報告会等を通した市民との意見交換会を行い、市民が提案できる機会を設けること」。「(2) 審議会等の公募委員については、第三者機関を設置し選考すること」。それから、「協働」の「(1) 「新しい公共」の支援につながるような条例にすること」。「(2) 「新しい公共」の支援を受ける市民に、説明責任（自己責任）が伴うことへの理解を促すこと」。また、「推進のための制度」として「(1) 参画の一つのあり方として、市民・企業がコミュニティ活動の資金を支援するために寄附できるような仕組みづくりを検討すること」。「(2) 「このとりのゆりかご」のような施設と協働するなど、様々な事業に協働のシステムを検討し、広めていくこと」。さらに、参画協働の環境整備というだけではなく、市民の視点としていただいた意見「全体」に関わることではないかと思いますが、「(1) 熊本市ならではの特徴を盛り込み、市民が生活の中で実感できるルールとなるような条例にすること」。「(2) 市民参画と協働の推進の前提として、市長等は意思決定過程における市民との情報共有に取り組むとともに、説明責任を十分果たすこと」。「(3) 情報共有、参画、協働の推進に関する個別具体的な事項については、必要に応じて関連する条例、規則、要綱等の見直しや策定を十分検討すること」とまとめております。 それでは、再度のたたき台について皆様からのご意見をいただきたいと思います。せっかくですので、全員のご意見をいただきたいと思います。ホワイトボードにも転記しながら進めていきたいと思います。吉田委員から順にご発言をお願いします。委員の皆さんがこれで了承とおっしゃればそれで良いですし、それ以外に思うところ等、お考えになることがあればおっしゃってください。
吉 田 委 員	特に「2 答申に付する意見」について、やっと先が見えたという感じで読ませていただきました。この後に、規則、要綱等にも委任し、さらに具体的になっていくということで、そこがまた重要な役割をするのではないかといった感想を持っております。答申書（案）の内容に関して意見はありませんが、なるほどという感じで受け止めておりますので、今後、皆さんの考えられた答申書に従っていけば、いい条例ができるのではないかといい感想を持っております。

上 野 委員長	内容についてはご賛同をいただいたということにさせていただきます。
松 崎 委 員	意見というよりも、行政の方にご意見を伺いたいのですが、「C協働」の「2活動の推進（相互支援）」についてです。前回の委員会のときにも申し上げましたが、「(2) 活動の場の支援」に、「市民活動支援センター等の拠点を整備する」と書いてあります。ここでは「あいぽーと」をイメージしていると考えます。もう一つは「(3) 活動資金の支援」で、「予算の範囲内で活動資金の助成その他必要な財政的支援の仕組みを整備する」と書いてあります。これは、基金の創設ということかと思いますが、今年2月に「新しい公共」に関する提言書が提出されました。この中にも、「あいぽーとの機能の充実」や「基金の創設」ということで、一度検討されて提言されたと思うのですが、具体的な実践としてはどのように考えているのかを、事務局を通してお聞かせいただきたいと思います。
事務局	今年の2月に新しい公共検討委員会から、「新しい公共」の支援に関する提言書」をいただきました。提言の項目は、①取り組めるものについては順次実践をしていく。②体系的に取り組むべきことはその仕組みを構築していく。③検討すべきことについては、検討するための情報収集及び検討の手順を整える。と3つに区分し整理しております。 ご質問がありました、「あいぽーとの機能充実」については、具体的に実践していくため、現在行っているNPOなどへの相談業務をさらに充実させることや、平成24年度に熊本県からNPO法人の認証事務などが移譲される予定となっておりますので、その点を含めて支援体制が拡充されるように取り組んでいきたいと考えております。 また、2点目の「基金の創設」につきましては、現在、全国の事例について情報を集めている状況です。より効果的な仕組みについて検討を行っておりますが、今回の答申書（案）に活動資金の条項も入っているため、今後は実現に向け、行政だけではなく様々な関係者と共に具体的な検討が必要であると考えております。
松 崎 委 員	文章から読み取れなかったのでお尋ねしましたが、ぜひ、実現に向けて頑張っていたいただきたいと期待しています。この答申書（案）についても、今の説明を聞き満足しております。
上 野 委員長	わかりやすくてたくさん書けば、確かにそれは伝わりやすいという気もするのですが、ルールというのは全てを網羅するというわけではありません。手順を追って骨子を固め、そこに含まれている意味が漏れないように具体化していく部分を私たちが監視していくということになるだろうと思います。
平 橋 委 員	吉田委員、松崎委員からの説明を聞き、ほっとしました。今後も検討しながら、いいものを作っていくのだろうと思います。これは骨子なので、次に控えている

	参画と協働の検証を通して具体化されていくのだろうと思います。私も、この答申書の案については賛成です。
上野 委員長	まさに、松崎委員や平橋委員のような活動者が、どうしたらもっと多く出てきていただけるかということが一番重要なところで、そういう方の応援ができるような環境整備が図れたらと思います。
西村 委員	私は、この答申案については、不十分だと思います。それはなぜかと言いますと、自治推進委員会の任務は、自治基本条例に書かれていることを、より具体的に市民の立場から枠をはめていくことです。ところが、答申書（案）に書いてあることは、特に参画を見ますと、自治基本条例に書いてあることそのままです。例えば、「参画の対象」と言っても、どこまで対象にするかということ在这里で決めなければなりません。それがこの自治推進委員会の任務です。行政に委任するというだけでは駄目です。何のために自治推進委員会ができたのか。市民の意見を網羅して、市民の立場から行政、市長に提言していくということにこの自治推進委員会の任務があるのです。この任務から出発して、我々は考えていかなければならないと思います。この答申書（案）の状態は、いくつかのところで行政に白紙委任になっています。例えば、「参画の対象」は、何を対象に市民が参画するかということが明確になっていません。これでは、市長が答申を受けて、条文に何でも書くことができるのです。何でも書けるということは、最も良くすることもできるし、それから後退することもできます。つまり、この答申書（案）は、我々、自治推進委員会の意思が明確に示されるような答申になっていなければならないと思います。そういう点では、もっと具体的に明らかにしていかなければならないと思うのです。特に、「B参画」のところ。「C協働」は具体的なものが出てきています。ところが「B参画」は、そうっていないのです。私は、これまでの自治推進委員会の中でいくつか提案をしてきました。例えば、パブリックコメントについて条例化すべき。審議会についても条例化すべき。特に、委員の公募についても条例化すべき。情報公開条例についても改正、体系化すべきだという提案をしています。それから、行政評価。第6次総合計画がもう2年目に入っています。自治基本条例第13条には、「市民参画の手続きのもと、行政評価を実施し」と書いてあるのです。この具体化が、今度の新しい条例の内容です。従って、具体的に、行政評価条例を提案しているんです。これも時間の関係で、私の提案を議論してくれとは言いませんでした。従って、一つは、「3その他、委員会での主な意見」に、私が提案したものは転記し加えて頂きたい。この提案は、単なる個人的なものではなくて、約6年半から7年続いてきた、自治基本条例の検討や行政との色々な話し合い、交渉の中で、多くの市民が経験したことをまとめたものです。単なる私の個人的な意見ではないのです。より良くする会の仲間もいますし、その他の色々な人たちの意見、それから行政職員の意見

を聞いて作り上げたものです。この提案を添付することで悪い影響が出るなら、よりよい条例を作る中で阻害になるならば、削除してもよいでしょう。しかし、よりよい条例を作るための何らかの一助になるならば、これはぜひ「3 その他、委員会での主な意見」に加えて、添付していただきたい。

二つ目は、この答申書（案）は、中身をもう少し具体的に明確にすべき点があること。例えば、目的には「自治基本条例第31条に基づき」と書いてありますが、第31条と第38条に基づかなければならない。自治基本条例には、自治基本条例を最大限尊重し、整合性を持たせて作らなければならないと明確に規定しているわけです。従って、第31条と第38条に基づいて、情報共有なども含め具体化して定めなければならない。さらに、「地方自治の本旨に基づく」これはなかなかわかりにくい。従って、「地方自治の本旨に基づき、住民自治を拡充推進し」と提案しているのです。住民自治を拡充推進する。同時に、団体自治である市政運営の原則を拡充推進することが目的であるということをこの条例の目的にしなければならないと思うのです。

二番目は、「(1) 用語の説明」です。「とくに参画協働の意味を明確化する」は、どういう意味にするのかということが明確になっていません。この自治推進委員会で共通した解釈が生まれていないのです。従って、明確に解釈ができるように、具体的にこういうものだ、それをみんなが承認するという形にすべきです。それから、「B参画」の「(2) 情報共有」というところ、これは自治基本条例第25条と全く同じことが書いてあるのです。これでは駄目です。どう具体的に情報を共有するか。もっと具体的に何をするのかということを提案していただきたい。それから、「(3) 参画の対象」です。これも自治基本条例に書いてあります。問題は、具体的に市民は何に参画をするのか。その参画の方法はどういうものがあるのか。そして参画の手続が民主的になっていなければ、市民は参画することはできません。この辺をもっと明確にしなければなりません。そして、私たち、自治推進委員会には市民に報告し、答えていかなければならない責務があります。この責務を自覚していかなければならない。

また、「2 重要な参画の方法」で、「(1) パブリックコメント」。これでは今までやっていることと一緒に。「具体的な事項」と内容が無いので、内容を明確にしていきたい。

それから審議会の問題です。審議会の委員を選ぶ基準はどうなっているのかということを明確にしていきたい。委員の公募は重要な柱です。「3 その他、委員会での主な意見」ではありません。委員の公募は、既に要綱により実施しているので、具体的にどういうシステムで実施するのか、ここに持ってこなければなりません。「3 その他、委員会での主な意見」とごまかしてはいけないということです。

	それから、協働の問題点は、協働する提案を行う権利をNPOや各種団体や個人に与えるということを明確にここに謳わなければならないと思います。 それから、人材育成をするとなっていますが、私はこの人材育成というものは二つあると思うのです。一つは、行政の職員を育成するという。もう一つは、市民の人材育成です。前回は発言しましたが、職員の人材育成センターの対象を広げ、市民も含めた人材育成センターとする。特に人材育成センターの部署の方は、それだけ教育のノウハウを持っていますから、そうしていく。 もう一つ大事な点は、自治体が研究機関を作るべきです。政令市になりまして、職員の方、特に熊大の研究機関、県立大の研究機関、そういう学術的な研究機関と協力しながら、職員、学者、市民が入って、熊本市の自治体問題研究機関というものを作るといふ提案をしたいし、この中にぜひ入れていただきたい。 3つ目は、委員長、副委員長と事務局で進めていますから、できたら自治推進委員会から何名か出て、答申案のための起草委員会、答申案を作るための委員会を作るべきではないかと思います。そのことが、より公平で、公正な提案になって市民からも支持されるものになっていくと思います。
上野委員長	たくさんのご意見をいただきました。ここで答えいただけるものもあるでしょうし、私たちが少し議論しなければならないものもあるかもしれません。 今回は白紙委任になっているのではないかと懸念を示されたわけですが、他方で、参画の手法その他は次々に新しいものが生まれていく。だから、今の段階で書き込んでしまわずに、例示列举しましょうという議論も少しやってきたかと思います。どの程度まで条例の中に書き込むのかという、その整理が必要だろうと思うのですが、事務局ではどのように考えられますか。
事務局	参画の対象や手法について、内容を具体的に示すべきだというご意見ですが、事務局としては、現在、指針や要綱等で運用している制度をまず条例で位置付け、それに沿って、指針、規則、要綱を見直していきたいと考えています。
上野委員長	自治基本条例を受けて策定する条例にも関わらず、具体化されていないのではないかとご指摘もありました。
事務局	答申書（案）に沿って、庁内で検討し、条例に謳い込んでいきたいと思っております。
上野委員長	用語の定義が既になされているものについては、省略している部分もあるのですが、十分ではないというご意見もあったのですが。
事務局	用語の定義につきまして、答申書（案）には「とくに参画・協働の意味を明確化する。」と書いてありますが、「参画」と「協働」は自治基本条例に定義がなされており、基本的には同じ定義にすべきと考えています。また、自治基本条例では使用していない言葉も出てきていますので、そのような言葉についても定義します。

上 野 委員長	さらに、パブリックコメント、審議会、公募の選考方法について、具体的な内容まで書くべきではないかというご意見です。
事務局	パブリックコメントの対象は、当然、入れていきたいと思いますし、審議会につきましては、指針の見直しを検討するということで行政経営課に確認しておりますので、そのような方向で検討させていただければと思います。
上 野 委員長	協働の提案。これは私たちの審議会の中では、今後できていく区の中での住民の自治組織でご提案いただいたものを、行政の中で取り上げていくという、そういうニュアンスで入れていたわけですが、個別の市民やNPO団体の意見も聞かせるようにしたらどうかというご意見だと思いますが、これはいかがですか。
事務局	答申書（案）では、「D推進のための制度」の「（４）協働の提案」ということで答申をいただく予定ですが、個人の提案は想定していません。
西 村 委 員	私がよく分からないのは、合意した提案となっているではないですか。誰と誰が合意した提案なのかということがよくわからない。合意しなくても、それぞれのNPO団体が、例えばこれをやりたいということを提案することもできるし、個人といっても、物事によるわけですから、できるものとできないものを判断すればいいわけです。問題は、提案すること、それを受けて議論する場。こういうものを協働を推進するためには作っておかなければならない。例えば、お金の問題、寄付の問題、こういう問題も議論するところがないといけないと思うのです。特に、提案する、それを認め、議論する場をつくるということです。
上 野 委員長	私が、自分の意見を言っているのかわからないのですが、今も色々な場で非公式にも、こんな事業を一緒にやりませんかということも行われています。個人、NPO団体から制度に則ったご提案というのであれば、「市長への手紙」であるとか、議会への請願であるとか、様々な仕組みは既にあるわけです。ここで私たちが捉えようと思ったのは、個人またはNPO団体が地域や一定の支持者を得るような、その地域の中で新しいルール、取組みをやりたい、そういうものを制度化したい、できれば行政も一緒になって推進しましょうというような、極めて新しい社会制度や事業を作っていくような重みのある提案、これを正面から受け止める制度を作ろうという話をしているのだと思います。おっしゃられた様々なNPO団体等が、それぞれの思いで提案されるものもあるでしょうが、地域の中でまだ合意が形成されていないものは、取り扱いを別にし、それは市民の中でもう少し揉んでいただく必要があるのではないかと考えています。
事務局	個人の意見や提案については、委員長がおっしゃったように広聴制度があります。市民の声のシステムや、校区自治協議会等に市長が出向いて対話するものです。それらに加え、地域や特定の分野の皆さんで合意をされた意見、提案について制度化できないかということを考えているところです。
西 村	どこで合意したと判断できるのですか。要は、協働を進めていくには、二つ以

委 員	上の当事者が存在するのです。これを制度化しなければならない。協働するシステムを作り、その制度としてルールを作って、協働に適している、適していないと整理していくことを明確にすべきです。
上 野 委員長	本来なら、区役所ができていれば、もう少し明確に書けたと思います。今現在、書ける制度をここに盛り込んであるとご理解いただければ、合意というのは、多分に、今後できてくるであろう区レベル、住民の自治組織の場になるのではないのでしょうか。
松 崎 委 員	行政と市民個人の協働ということはあり得ませんから、市民活動団体や自治会などがいかに行政と協働していくか、協働するに足り得る要件というか、ニーズがあるのか、そういうことを揉んでいって、きちんと形にすることを支援していくために、「市民活動支援センター等」の機能充実が重要になってくると思います。協働の取り組みへ持っていくか、いかないか、その機能をさらに充実して、行政の方とよく話し合いができる、そういう場にするべきだと思っています。
西 村 委 員	だから、条文に書かなければならない。
松 崎 委 員	条例に、「市民活動支援センター・あいぽーと」と書いてしまうと、「あいぽーと」に限定されてしまいます。拠点の整備とともに中身も含めて充実が必要ということで、西村委員のおっしゃっていることはよくわかります。ただ、私はこの部分で読み込めるというか、上野委員長もおっしゃったように、全て書くことは出来ないの、これでいいのではないかと思います。
上 野 委員長	地縁的なコミュニティ空間と、テーマ型の活動をされている方々、関心もフィールドも違うのですが、それぞれに共に協働するような、なおかつ合意形成という言葉も入れているので、ここには当然対話が入っているのです。その具体的な方法については、例えば「あいぽーと」も今のままでいいのか、施設は維持していただくにしても、NPO 団体の自主管理にしていくような議論も前から出ていると思います。市民が自ら責任を引き受けていくような活動が育ち、さらに自治の領域が広がるような環境が整備できる条文にしておく。ここに全て書いてしまって、それで OK ではないのではないかとということが、基本的な条例の作り方の一つの哲学だと思うんです。
西 村 委 員	上野委員長がおっしゃる意味はわからなくもないですが、やはり条例にする以上は、基本的なところを明確にしなければならない。その解釈によって、運用上で拡大できるわけですが、基本は基本として明確にしておく必要があると思います。
上 野 委員長	私たちも議論を行い、それを明確に書くというのはおっしゃるとおりです。そういう方向で行きたいと思います。 次に、職員の研修センターが妥当かどうかは別として、市民の人材育成機能が

	必要だという意見を何度かいただいています。答申書（案）の中でも「人材育成」は入っているのですが、具体的にその先の展望はあるのでしょうか。
事務局	組織論になりますが、現在、人材育成センターは人事課が所管している職員を対象とした研修所です。西村委員は、市民も対象にしてはどうかということですので、人材育成センターを含め、他の部署等と検討していきたいと思います。
上 野 委員長	おそらく、福祉、環境等、色々な分野で、事業課はプログラムを実施しています。そういうものをもう少し見えやすくしていく、わかりやすくしていくことが当然必要です。職員の人材育成というのは、例えば、税の専門家であるとか、ケースワーカーであるとか専門の知識を得らせるための特別の研修機関ですので、研修とは言いつつ、そのまま市民向けのいわゆる公開講座のような啓発的な事業ができるかと言ったら多分違います。市民向けですと、公民館とか、大学の公開講座であるとか、あるいは NPO 等と行政と一緒に協働して行うものが既にあります。こういう講座等をもう少し見えやすく、使いやすいよう、体系的に進めていく形で調整してはどうでしょうか。
事務局	その件につきましては、「市民活動支援センター・あいぽーと」においてそのような機能強化を図っていくということもありますし、また、くまもと県民交流館パレアの中に県の「NPO・ボランティア協働センター」もあります。連携を図りながら、検討を進めたいと思います。
上 野 委員長	それから、自治体は研究機関を作るべきだという意見がありました。なかなかお金のかかる話です。
西 村 委 員	政令市になって 74 万の都市になると新しい問題が噴出してきます。その問題に、行政、また、市民が十分に対応できていると言われたら、十分対応できているとは思えません。この問題については、日本の社会が一つの転換期に入り、生産人口がどんどん減ってきています。なぜデフレから脱却できないかという問題も、生産人口が減り、消費人口が減って、消費が低迷していますが、ほとんどのところは、この生産人口が減っているという問題にはなかなか手を入れていないのです。この間、全国まちづくり会議が熊本市であり、その中で「デフレからの脱却」ということで事実に基づき具体的に日本の経済や社会を分析しているのです。そういう新しい分析、新しい提案、新しい思想や観点がどうしても必要になっている。これまでの経験では、もう日本の社会は成り立っていない。そうすると熊本市も政令市になるわけですから、やはり独自の研究機関、シンクタンクを持つべきだと思うのです。これは政令市になった大都市の一つの責務ではないかと思います。そして都市問題を具体的に分析して明らかにする、そういう研究機関、シンクタンクをぜひ作っていくべきだということを提案したいのです。お金はかからないような方法もあるのではないかと思うのです。十分、知恵を出し合って、例えばお金がないのだったら、市が公債を発行して、熊本城の一口城

	主のような、市民がお金を出して支えるようなものをもっと研究するべきではないかと思います。
上野 委員長	全国の市町村、政令市もそうですが、シンクタンクをかつて作ってきました。でも、熊本市、県、民間団体で作っていた開発研究センターは、財政難で数年前に閉鎖しました。先般調べる機会がありまして、全国の都市政策の公的なシンクタンクを全て調べたのですが、やはり相当に財政的負担が大きくて、廃止。さらには、課内のシンクタンク。いわゆる企画課内の政策研究センター的なものに変質しているということがわかりました。熊本県では、開発研究センターが閉鎖されたときに、大学がその役割を担おうということで、熊本大学政策研究教育センターを作りました。荒木副委員長も自分で政策研究センターを作っておられます。あるいは、ご存知かと思いますが、大学から県、市に持ちかけまして、「熊本都市戦略会議」という会議体を作りました。ここは、非常に優先度の高い政策のプライオリティ（＝優先順位）を定め、そしてその具体的な中身づくりについては、県、市の各担当課、それから熊大の専門家を集めたプロジェクトチームが動き始めています。こういう議論の中で、西村委員がおっしゃられたようなものができていけば、それは理想だろうと思います。
荒木副 委員長	2点お話をさせていただきます。 今のシンクタンク的なものの設立は、私も機会あるごとに申し上げてきておりました。しかし、実を結びそうにないものだから自分で作ったというのが正直なところでございます。例えば、神戸市の「まちづくりセンター」。建物の建設費はかかったのでしょうけれども、ランニングコストはできるだけ低く抑える運営方法を行っています。大学の先生、神戸市内に存在するシンクタンク、研究所、大阪、京都の各大学のまちづくり関係の先生方にボランティアで協力いただき、市民のまちづくり相談コーナーを開設しています。市民の方々が、「地域の問題をこのように解決したいが、法律、制度上、何か助言して欲しい。」というような相談を持っていくと、適宜に専門家が答えてくれるという形です。ボランティアでの協力ですから人件費がほとんどかからない運用ができる。もちろん、まちづくりセンターの中に事務局があり、まちづくり公社という形で職員が数名おりますが、それ以外は市民と、専門家のやり取りをする場所が設定されているということです。また、神戸市内のあらゆる地域のまちづくり情報が、図書館のように、北区・南区・東灘区・灘区・中央区という各区ごとに書棚に並べられており、誰でもそれを見て、自分たちの地域もこういうまちづくりがやりたいと思えば、それを真似しながらやっていく。あるいは、専門家の助言を得てやっていくということが進められています。 それから、相模原市は市政調査研究室といったものを持っており、大学の准教授クラスの若手の人に月1回～2回来てもらい、一年間一定程度の謝礼を支払い

ながら、相模原市が抱えている財政面、行政面、経済面、市民生活面、福祉面などの問題について、提案、あるいは、内容分析等の結果を出していただき、それを政策に生かすという方法をとっております。同様に、神奈川県横須賀市でも市政調査室を設置しており、首長の考え方次第でそういったものが出来る、出来ないということがあるようです。横浜市長は職員が勉強をする方法、分析する能力を向上するため、市政調査研究室を設けて専門家を引っ張り込み、横須賀市が抱えている諸問題を専門家の目で掘り起こしていただいて、どう対応していくかという方向付けをしてもらっている。それから国が示す、例えば地方分権の制度改革のようなものも、どういう方向にあるのかを市民向けにわかりやすく解説するようなことをやっているわけです。仙台市や札幌市にも同様にございます。九州では、福岡が外部の委員を集めて、職員と一緒に調査研究を行うという形で、政策プログラムを作っていくというやり方。北九州市は、九州で一番職員研修所が充実しており、調査研究もそこで年間プログラムを立てて進めております。熊本市でこれから先考えて取り組んでいく場合、色々な方法がありますから、調べながら取り組んでいくということを条例の中に書き示すことは無理だと思いますので、解説書の中でそういったことに謳いこんでもらえたらどうかということでございます。これが1点目です。

それから2点目は、西村委員のキーワードを聴いておりましたら、「具体的に」と「明確に」という言葉を力説されていたのですが、参画の場合、政策形成過程の中では協働の一步前の段階の生業でもある。問題の掘り起こし過程で、それを解決するためにどうするかということを知恵を出し合って計画を作っていく。これが参画です。それから実際的に市民としてやれるものをどの程度やっていこうというのが他のアクターと一緒にやってやるから協働に発展していくわけですが、私が第2回目の会議で申し上げた三鷹市のコミュニティ政策日本一の政策展開。これは熊本市が政令指定都市になった場合でいうと、東部方面の区にあたる人口規模、これが三鷹市の規模です。そのなかで18のコミュニティと、コミセンを作って、地域住民が主体的にそれを運営していく。地域で地域課題を掘り起こしてそして、自分たちで解決できるものは何か。解決できないものは何か。どのようにすればどの程度まで解決できるのかをコミュニティで住民自身が進めているわけです。三鷹市の場合は、そういうコミュニティ政策の要綱みたいなものを作り1970年代から進めていますから、もう30～40年の伝統を持ったコミュニティ行政です。それを行政は補完し、支援に徹底している。行政が前に出ない。市民が前に出て行っている。どうしても市民の持っている能力、ノウハウ、技術、財政力では出来ない部分を行政が補完し、支援している。それが隣の武蔵野市にも影響しておりまして、武蔵野市では100人市民委員会といったものを作っている。あるいは環境問題は「緑委員会」という形で、少しだけ違う進め方

	をしています。要はそのような形で進めているものを熊本市が政令指定都市になって住民の立場から考えたときに、住民が日常生活している場所で、隣近所、班、区、組、小学校区、中学校区と熊本市の場合にはだいたい五層程度の区域があって、住民はどの範囲までだったら日常生活上、問題を意識し、自分で取り組める範囲になるかという、もっとも大きく自分に関われる範囲が、多分、校区自治協議会程度になるだろうと思います。そこら辺を念頭に置いて、熊本市の行政も重点的に推し進めてきておりますから、それを活用する形で、参画協働できる案を、その範囲でもって市民のあらゆる団体が町内会、自治会、NPO、ボランティア、何でもいいですが、地域問題について提起されたものを、地域から声を上げ、自分たちがやれることはここまで。ここから先は行政に任せるという形にもっていく。あるいは、行政とこの程度だったら協力連携できるということを提案する。そういう形の枠組みを条例の中に示す。細かく具体的に明確に示していくということはかなり困難ですから、解説書や説明書の中で、方向性や具体的な例示を示していけば、西村委員がおっしゃっているようなことはかなりの部分吸収していけるのではないかと。より良いものを追い求めていくということですから、最初から100%のものは出来ない。これは当たり前のことです。世の中は変わっていきますから、変化に対応できるよう、徐々に努力を積み重ねてよいものに持っていくという作り上げ方にしていくとよいと思いました。
上野委員長	後3つ西村委員から提案をいただいています。 1点目が、具体的な参画の対象を示すこと。これは注文を付けて条例の中に盛り込もうということですが、市民協働推進課の考えをお話いただきたい。 2点目が、西村委員の提案書を添付して欲しいという意見。 3点目が、起草委員会を作るべきではないかという意見。この3点については、まだ意見をいただいていない委員のお話を伺った後、戻って検討したいと思いません。では、岩下委員からお願いします。
岩下委員	答申書（案）を見て、すっきりとしてわかりやすいという感じは受けました。ただ、狛江市の条例と比較をすると、狛江市はかなり具体的に書いてあります。どちらかというと、西村委員が色々問題提起をされた内容に近いものだと思います。そういった面で答申書（案）と比較をした場合には、やや具体性に欠けるという感じはあります。西村委員のご提案と答申書（案）を比較して、どういった形でやるかという、さっきの起草委員会の話になるかもしれませんが、作業面での時間がかかると考えられます。先ほど荒木副委員長は、100%のものはできないだろうとおっしゃられました。確かにその通りですが、西村委員がどうしても譲れない。これは絶対入れてもらわないといけないということについては、検討しないといけないのです。この答申書を出すのはいつまでですか。
上野	できれば今日、合意に達したいと思っています。審議は尽くされていると思い

委員長	ます。岩下委員がおっしゃられたもっと書き込めという考え方、これも一つあると思います。もう一つは、そういうものを書いてしまうよりも、それは規則や要綱に委任しながらわかりやすくルール化する。そういう立法の思想がわりと一般的です。私たちはそちらを良しとしているわけです。
岩下委員	狛江市の例のように、100%に近いぐらい入れ込むというのがベターということではなくて、比較をした場合にそういう感じがしたということです。西村委員の提案で、どうしてもこれは入れて欲しいというものがあれば、検討して、入れることができれば入れるということしかできないのです。起草委員会の話は時間が無いということですから、そういうものはできないということですか。
上野委員長	起草委員会というより、この会議をさらに続けていくことの時間が無いということです。この後、パブリックコメントにかけ、起草されていく。今なら、ぎりぎり3月議会に間に合いますが、これを逃せば今年度はできないと思います。
西村委員	今日じゃなければならないという理由をわかるように説明をしていただきたい。パブリックコメントをやらなければいけないことはわかっているのです。パブリックコメントの意見募集期間は一ヶ月間ですから、1月からでも間に合うのです。ところが今は10月です。11月、12月と時間はあります。やはり、十分議論をして、みんなが納得したものにすべきだと思います。私の意見を全部取り上げてくれと言っているのでは無いのです。基本的なところについて、この推進委員会で最低でもきちんとしていただかなければならないところをすべきだといっているわけです。それから、私の意見は、議論できていない問題についても、それを取り上げ添付し、参考にしてくれればいいわけです。行政の検討委員会のやり方は、後を決めて時間が無いから結論を出せと、これは民主的な運営に反すると思うのです。そういうことをやってはいけません。検討の期限は最初からわかっているわけですから、もっと早く会議を開くべきです。自治推進委員会の委員になり、それぞれが意見を交わそう、より良い条例を作ろうと思っているわけですから、ある程度時間を取って、合意が形成されるようなことをやらないといけません。もう時間が無いから結論を出せという、今までの行政のやり方、検討委員会のあり方はもう古い。そういう運営の方法からは卒業しなければならない段階に来ていると思います。
上野委員長	会議の運営の仕方については、私は出来るだけ皆さんの合意が得られれば良いと思っておりますが、いつまでもこの会議を続けるわけにはいきません。基本的な考え方が違う部分もあるでしょう。ですから、最悪の場合は、多数決をとるということも考えなければならないかもしれないのですが、できればそういうことではなく、皆さんと話し合いながら答申書（案）に持っていきたいと思います。意見が違うのは、全然構いません。ただ、意見が違いながらも私たちはみんな良くしようと思ってやっているわけです。その中でできるだけ前に進めることを考

	えますと、私が知る限りでは今日が最後の機会だろうと思っています。事務局からスケジュールで心配な点がありますか。
事務局	スケジュールについては、後ほど説明をしたいと思います。あくまでも、今日合意を得られた場合のスケジュールですが、10月末に市長への答申をいただく予定にしております。その後、11月末までに私どもで素案の案を作成いたします。その後、自治推進委員会の皆さんへの報告。また、市議会への報告。それを受け、市長への報告。条例素案の決定という形にしたいと思います。1月にはパブリックコメント。また、地域説明会を踏まえまして、条例素案の修正を行い、市長報告で条例案を決定し、3月の議会に提案。可決されれば、4月から施行という計画でおります。
上野委員長	政治日程、その他を勘案して入れ込み、ぎりぎり間に合う計画になります。
岩下委員	形がどうなるかわからないけれども、とりあえず今出ている答申（案）でいくとなった場合、「B参画」の「1参画全般」の中の順番。（1）から（4）までありますが、「（2）情報共有」を「（4）参画の手法」の下に持ってきてはどうか。順序の入れ替えです。これは私の個人的な理解ですから、今のままでベターであれば問題ないのですが、（2）を（4）にして、（3）（4）を繰り上げてもらったほうがよいのではないかと思います。
上野委員長	その理由を教えてください。
岩下委員	参画という項目の中で、「参画全般」。その次に「参画の対象」、「参画の手法」があって、「情報共有」があるという並び方、流れ的にそれがよいのではないかと考えました。もう1点。「D推進のための制度」の「1 拡充の仕組み」の中の「（4）協働の提案」というのがあります。これは、「C 協働」の項目に移したほうがよいのではないかと思います。これも、大きな意味は無いのですが、流れ的に何回も読み直してみても感じましたので、検討いただければよいと思います。
長塩委員	自治基本条例第31条の規定に基づいて制定されるので仕方ないと思いますが、西村委員がおっしゃるように確かに自治基本条例と重複するような印象を受けました。目的についても今回の条例では「地方自治の本旨に基づく自治を推進することを目的とする」となっており、自治基本条例は「地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とする」と非常に似ています。内容についてもほぼ一緒です。また、内容については細かい内容を決めるとして発言をしてきましたが、そういうわけではない。自治基本条例第31条に拡充推進するための基本的な事項は、条例ではなくて要綱に定めるとなっていたら皆が思うようなことが書けたのではないかと思います。

	した。答申書（案）の中身については非常に簡潔にまとまっているので、特に私が個人的に思うことはありません。ただ、「参画」「協働」はいまだに自分の中で理解できません。言葉については、自治基本条例を作っていたときから知っていましたが、具体的に何をするのかとてもわかりづらいと思います。この条例を市民に広め、浸透させていくうえでは、障害になる言葉ではないかと思います。浸透させるために、具体性を挙げてはどうかという話をみんなで行っているのではないかと思います。参画は「施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること」と定義があり、この自治推進委員会も参画の場だろうと思います。協働は、「同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること」と定義があり、「対等な立場」というのが大前提です。それを考えたときに、8月の会議後、「このとりのゆりかごのような施設に、協働の一つのシステムとして助成してはどうか」と意見書を出したのですが、事務局から助成金を与えるという趣旨かとお尋ねを受けました。個人的に、行政からまちづくりをするうえでお金が動くというのはあまり好きではない。対等な関係ということを考えてときに、ギブアンドテイクだったら良いのですが、常に助成を受ける、一段下がってお金が流れてくる。その流れだと、対等な関係は絶対に築けないと思うのです。当然、まちづくりを進めるうえでお金が必要だというのはわかりますが、ランニングコストを助成するというのは生産的ではない印象を受けます。今回の答申書（案）にも、「活動資金の支援」が出てくるのですが、「予算の範囲内で」という制限しか無いため、こういった使い方をされるお金なのかということもリスク管理という意味で考えていただければと思います。
中島久 委 員	答申書（案）を読ませていただいて、概ね私たちの思いは盛り込まれていると思いました。具体的な話になりますが、私は、熊本市文化国際課の協働事業に、審議委員として参加しています。ここには、地域のキーマン、文化的なスタッフの方が集まり、熊本の文化、まちの活性化に関しての有意義な意見交換、交流が行われる中、文化国際課がこれからの熊本の文化施策、情報を交換することを進めています。試験的な取り組みではあると思うのですが、行き詰ったところが資金の問題です。答申書（案）には「活動資金の支援」という形で盛り込まれているのですが、「予算の範囲内で」という表現が、具体的によくわからなかったもので、その点が少し気になりました。もう一つ、私に関わっているということで、いくつか審議会に出させていただいています。その審議会の中で、色々な地域の問題点や、具体的なコミュニティの中で起きていることが意見として出されるのですが、反映していく過程が困難であったりするので、市民のニーズや提案が具体的に反映されていくような、本当の意味で参画が皆のものになっていけばいいと思いました。また、やはり市民活動支援センター的な役割を持ったところが、大事になるというのは、とても実感をしています。

	それから、西村委員もおっしゃっていましたが、人材育成については、どういう人材なのか、どこの人材なのかということをおあまりに具体的なので盛り込めなかったもので、これから具体的な人材育成が進めばよいと思いました。
上野 委員長	今、長塩委員と中島委員が共通して言われた「予算の範囲内で」という言葉は、行政の中ではよく使う言葉で、まだ事業がない、または、お金の裏打ちが無いものをこれから作るわけです。ですから、そういうものを作っていいかどうかも含めて、対象やどれぐらいのお金が必要なのか、税を投入するのか。新たに基金を作っても、市民が本当にこのような市民活動が必要だと思い納税か寄付してもらわないと、その資金は集まらないわけです。こういう仕組みづくりを、条例を作ることによって動かし出そうというものです。様々な優先課題があるなかで、これが大事だから予算をつけるということを条例の中に書き込むことによって、その制度が出来ます。しかし、それがいくらとか、どのようにとか、どこにつけるという具体的なことはまだ書けません。財政折衝の中で方法を考えていくため、こういう表現になっています。
中島洋 委員	先ほど荒木副委員長から、イニシャルコストとランニングコストの話がありましたが、今回の答申書（案）というのは、言わばイニシャルコストに相当するものだろうと思います。私の経験では、物事はイニシャルコストをかけ過ぎると、ランニングコストが余分にかかってきます。そういう意味では、答申書（案）に対して異論は全くありません。大変結構だと思います。皆さんから意見が出されているように、あまり細部にわたって詰めると、建物で言うと、色々な設備、構造物を作って後で壊すというのは二重三重に手間も予算もかかります。私の個人的な見解としては、この答申書（案）が不完全という意味ではないのですが、それ以上に完成度をむしろ高めないほうが良いのではないかという持論を持っております。ランニングコストに置き換えた場合に、後で修正がききやすいという考え方を持っているものですから、西村委員のご意見に反対するわけではありませんが、それは補足や添付資料として付ければ十分だと思います。全てを網羅するという考え方については多少異論がございます。話の結論としては、答申書（案）は大いに結構だという認識を持っております。
荒木副 委員長	副委員長という立場だと、まずもって賛成と言わざるを得ないのですが、方向性としては先ほど申し上げたように、具体的な内容について委任事項としておき、後はこの条例の解説、説明書の中で例示的にわかるように示していくとよろしいのではないかと。全国の自治体の条例を比較すると、若干の具体性、抽象度が高いところは別として、基礎自治体が描き出している最近の条例づくりの内容の中では、標準的と言うか、それを少し超える程度の中身になっているのではないかと思います。狛江市の例は策定過程から関わっていたこともあり、詳細がわかっているのですが、この何倍もの議論を重ねました。それでも収集が付かないと

	きに、座長が「意見を言った人は、言った部分について共有できるでしょう。言えなかった人は、共有できないでしょう。これをどうするのですか。」とおっしゃった。出来上がったものが半分以上共有できるというのであれば、それは上出来というべきではなかろうかと思います。中身の具体的な個々の問題は、どこの自治体の条例を見てもたくさんあるのです。全部百点というわけにはいかない。だから走りながら悪いところは直していく。その時の人たち、後世の人たちが持っている価値観に合わなくなる可能性もあります。そういうときに、後世の人たちが手直ししやすいような形、余地も残しておかなければいけない。その意味では6割程度皆さんが満足であればよいのではないかと思います。
上 野 委員長	私も、委員長ではなく、個人の委員としての意見を申します。 先ほど中島洋一委員がおっしゃった表現。非常に的確に言われたと思ったのは、私たちが作ろうとしているのは、家を建てることに例えると、基本的な柱をきちんと建てていくことであって、その中に色々な色の壁や窓、調度品を入れていくということについては、それぞれに思いもあります。こういうものを、今後とも充実させながら進めていくことについては、条例に書き込んでしまうというよりも、さらに自由度が高く議論ができやすく、さらに説明しやすいという手法に置き換えていくほうがよいのではないかと考えておりました。先ほど積み残した3つの質問と、もう一つ、岩下委員からありました3つほどの項目の場所の移動の話。とりわけ、「情報共有」については、私たちも実はここに置くべきなのか、それとも「A総則」でもいいのかとも考えておりました。あるいは、長塩委員が「あちこちと重複した表現がある」という印象を言われました。まさにダブらせないと仕方がない条例ですので、違う表記はもちろんですますが、そうすると、また議論を引き起こしてしまうので基本的にはとても重要な、情報共有であるとか、いくつかについては、繰り返しこちらでも明記し、さらにその具体的な施策。もちろん条例に書くこともあれば、それ以下の規則や要綱を作らせたりする部分。あるいは、規則や要綱の考え方を誘導する部分というのが、ここに入っているのではないかと考えております。
事務局	先ほど西村委員からご発言があった「(2) 参画の対象」につきましては、これまで、P I (パブリックインボルブメント) の実施方針に基づき運用をしてきておりました。その中で、具体的に申し上げますと、(1) 市の総合計画に関する事項、(2) 各行製分野における政策の基本的な方針又は計画に関する事項、(3) 複数の局等に関係する重要な施策及び事務事業に関する事項、(5) 重要な条例の制定改廃及び重要な議案に関する事項等、経営戦略会議にかける案件を参画の対象としております。条例でもこのような内容について具体的に定めていきたいと考えております。 また、「(4) 参画の手法」については、職員向けの手引きである「P I (パブ

	リックインボルブメント) マニュアル」に 13 の手法を紹介しています。この中から主要ものを条例に定めたいと考えております。これまで、実施方針やマニュアルで運用してきておりましたので、これを条例の中できちんと位置づけたいと考えております。
西 村 委 員	それをもっと早く書いておけばわかりやすく、議論になりませんでした。そのパブリックインボルブメントの対象を拡大する考え方はありませんか。予算決算については対象に含まれていなかったと思います。今までの要綱を拡大して、拡充する。つまり、ここでこの条例の趣旨は、拡充推進です。だから、今までよりも拡充していくということで増やすと言う考え方についてはどうでしょうか。 それからもう一つは、参画手続きがものすごく大事です。手続きが民主的にされないと、市民は参画できないのです。参画の手続きのところ、これは情報公開、共有のところと関係しますが、手続きを明確にしていくという点はどのようにお考えですか。
事務局	手続きにつきましては、先ほど申しました P I マニュアルの中で、市政情報プラザと市ホームページへの掲載を謳っております。このようなことを考慮しながら、条例の中に謳いたいと思います。
西 村 委 員	ホームページを使われるのはよいと思います。ところが、パソコンを持ってホームページを見ることができる市民は、どれぐらいいるかということです。基本は、市政だより。これが基本にならなければいけない。
事務局	当然、市政だよりも活用します。
西 村 委 員	それを基本にするということです。緊急の時はホームページも活用するでしょうが、行政の仕事を見ていると、一年前には大体計画が出来ています。そうしますと、市政だよりは十分に使えるわけですが、その辺りはどうでしょうか。 私の調べでは、今まで「市政だより」で宣伝するということが入っていない他都市もあります。
事務局	条例に「市政だより」を明確に入れることは、「市の広報紙」等の表現も含め、検討させてください。
西 村 委 員	もう 1 点。参画の対象を広げるということはどうでしょうか。
事務局	基本的には現在のマニュアルに定めていることを基本としたいと考えています。
上 野 委員長	全ての参画のチャンネルを広げていくということについては、異論はないわけです。それから、パブコメについても新たなテーマが出てくればそれは考えていただくだらうと思うのですが、一つ私たちが忘れていけないことは、直接民主制的な政治を市役所でやろうと言う話ではないのですから、少なくとも予算決算と

	いう話をパブコメにかけるといのは、おそらく理解できない。これは法律上も基本的に議会にチェックをしていただく。議会も時間をかけて実行していく手続きを持っております。私たちは直接参加のことばかりを言っているのですが、一番肝心の議会を使う参画の部分も、議会等の門戸を開かせることになる。西村委員は政策提言団体の方ですので、議会が市民に向かって説明するチャンネルも充実させていくことを提言していただければいいのではないかと思います。これは、私の意見です。
西 村 委 員	誤解があるようです。 予算と決算をパブコメでやれと言っているわけではないのです。つまり、市民が参画するところの対象にこの予算決算のところに市民が参画するという一つの形態があってもよいのではないかとすることを提案しているのです。
上 野 委員長	予算、決算は公表していますか。
事務局	予算編成の過程については公表しております。現在も参画の対象として「予算編成及び組織編制に関する事項」が含まれています。
上 野 委員長	決算は。
事務局	決算という表現はありません。
西 村 委 員	基本的には議会が決めることですから、市民参画ということは、行政がきちんと説明していくということも含めて言っているのです。その具体的な執行がどうであったかということは、色々意見を聴くことにより行政評価の問題が出てくるわけです。行政に対する行政評価に市民が参加するということとその中に入れるということについてはどうですか。
上 野 委員長	現在、市民モニター制度や市民の満足度調査というものが行われています。まさに、個別の事業を示してもなかなか市民はわからないわけですが、いくつかのカテゴリ毎に示して実施している。そういう結果は、知っている市民は知っているのですが、知らない市民に向けては、西村委員が言われるような広報紙やインターネット等さまざまな媒体を通して発信し、行政はもう少し市民のリアクションがわかるように努力する必要があるのかもしれない。
事務局	上野委員長がおっしゃったように調査は色々やっておりますが、広報が足りない部分があるのかもしれない。「市政だより」の活用が一番ということではあります。方法は今後拡充していければよいと思います。
上 野 委員長	ありがとうございました。 本日もたくさんの意見が出ました。ただ、委員の皆さんの思いは同じであり、大まかな部分はこの答申書（案）でよいのではないかとのご意見も多くの方か

	らいただけたと思います。答申については、この内容で自治推進委員会からの提案とさせていただき、今日追加でいただいたご意見については、さらに4ページの部分に盛り込んでいくということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
西 村 委 員	私が提案したものは、「3 その他、委員会の主な意見」に加え、添付していただけると理解してよろしいですか。
事務局	基本的には、委員会で決定いただきたいと思います。事務局としては、これまでの委員会の議論の「まとめ」を市長へ提出する予定です。西村委員の提案も合わせて市長へ提出するという点については、よろしいかと思います。
西 村 委 員	この答申書に「3 その他、委員会の主な意見」に添付するということでもいいのですね。
上 野 委員長	はい。では、再度お尋ねします。色々なご意見をいただきました。さまざまな改善点も今後進めていく部分もあると思います。しかし、ミニマムな姿かもしれませんが、スケジュールに沿って先に進めるということで、これで答申させていただいてよろしいですか。 (一同了承) ありがとうございました。
荒木副 委員長	今、広報のあり方について話が出ましたが、政令市になった場合、行政区ができます。プラットフォーム型広報紙ということで、行政区を単位とした広報紙が積み上げられて全市域の広報内容につながるという方法をとっている政令市があることをご検討ください。
上 野 委員長	もう1点。名称についてもこれまで議論してまいりましたが、「まちづくり」を入れる、入れない。「情報共有」を入れる、入れない。色々なわかりやすさを追求するという案もありましたが、当初正副委員長から提案させていただいた名称で市長に提出させていただければと思いますが、これもあわせてよろしいでしょうか。
岩下 委員	その件は、総合計画等を参考に見てみますと、ベースに流れているのは「まちづくり」です。これはハード面だけではなくて、ソフトの面でもまちづくりということが大きく言われているわけです。タイトルと中身を見て、何のためにそれをするのかわからないという感じが私はするのです。「まちづくり」という言葉は入れたほうが一般の人が見たときにわかりやすいと思います。市民参画と協働で何をするのかということになるのではないですか。
上野 委員長	「全体」の意見のところに盛り込ませていただきたいと思います。これは議会でもまた皆さん方と同じように議論されます。こういう審議過程のご意見も反映されていくことになろうかと思います。こちらへの記載ということにさせていただきます。

岩 下 委 員	やはり条例というのは、市民の方が中心になってやっていくものですから、格好だけがいいということではなく、市民の方にわかりやすい内容というのが私はベターではないかと思います。
上 野 委員長	それでは時間もきておりますが、今後のスケジュールにつきましては先ほど事務局から簡単に説明されましたが、もう一度念のために確認しておきたいと思います。
事務局	もう一度説明させていただきます。市長答申は 10 月 29 日（金）午前 10 時を予定しております。答申につきましては、正副委員長に答申書を提出いただく予定ですが、ご都合がつかれる委員がいらっしゃいましたらご同席をお願いします。 なお、答申書については、答申前に皆様に送付させていただきます。 今後のスケジュールですが、答申後は条例素案（案）を事務局で作成し、自治推進委員会の皆さん、市議会への報告後、市長報告を経て条例素案を決定します。また、1 月からは条例素案についてパブリックコメント、地域説明会等を実施し、市民の皆さんのご意見を踏まえ条例素案を修正します。最終的な市長報告後、条例案を決定。3 月の議会へ提案し、可決されれば、平成 23 年 4 月から施行したいと考えています。
上 野 委員長	10 月 29 日は、答申書を提出した後、若干ですが市長と懇談する時間をとっていただいておりますので、皆さんの思いを直接お伝えいただければと思います。 次回の会議からは、自治運営の基本原則に関することの審議に入っていきたいと思います。具体的には総合計画実施計画に基づく現状や、次年度以降の計画等も少しずつ議論され始めてきています。年末から来年の頭にかけて予算の審議が行われ、議会へ承認されることになるわけですが、そういうものの動向についても情報をいただきながら委員会として意見を申し上げていきたいと思っております。また、この条例のパブコメが終わったぐらいのタイミングで次回の会議を開催することになると思いますが、合わせて報告いただける形でいきたいと思っております。
事務局	次回の開催は来年 2 月上旬を予定しております。
西 村 委 員	もう一度確認したいのですが、答申書に私の提案したものは添付するということでいいですか。
上 野 委員長	はい。 それでは、予定していた時間を過ぎてしまいましたが、これをもちまして第 5 回自治推進委員会は閉会いたします。ありがとうございました。